

随意契約（相手方指定）調書

件名	町屋四丁目実揚遺跡N地点本発掘調査委託	No.5200707
工（納）期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和5年1月30日	
契約金額	3,448,170円（消費税込み）	

契約相手方	トキオ文化財株式会社 (法人番号：1012401032545)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

## 業者選定理由書

件名	町屋四丁目実揚遺跡N地点本発掘調査委託
指名業者 (案)	名称 トキオ文化財株式会社 所在地 東京都多摩市関戸5-1-14 代表者 代表取締役 谷本 喬
特命理由	<p>本件は、実揚遺跡における埋蔵物の発掘調査である。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方と指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 本調査は、試掘調査の結果に基づき調査内容を決定する必要があるため、試掘調査を受託している上記業者以外の事業者が、限られた期間で履行することは困難である。</li><li>② 上記業者は、今回の調査地点が含まれる町屋四丁目実揚遺跡で過去実施した本調査のほぼ全てを実施しており、現場周辺の遺跡の状況について熟知しているため、迅速かつ確実な履行が期待できる。</li><li>③ 上記業者は、東京都教育委員会が作成した文化財保護法第92条に係る発掘調査を実施できる「民間調査組織一覧」に掲載されており、さらに令和4年度「民間調査組織による発掘調査の評価」により総合評価Aを受けている。</li></ol> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)